

特定建設作業の種類	
くい打ち機、くい抜き機、くい打くい抜き機を使用する作業	もんけんを除く。アースオーガと併用する作業を除く。 圧入式くい打くい抜き機を除く。
びょう打機を使用する作業	インパクトレンチ、エスパーレンチを除く。
さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における作業に係る2地点間の最大距離が50mを越えない作業に限る。
空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるもので、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。さく岩機の動力として使用する作業を除く。
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	コンクリートプラントは、混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のものに限る。アスファルトプラントは、混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。モルタル製造のためのコンクリートプラントを除く。
★バックホウ（定格出力80kW以上）を使用する作業	一定限度以上の騒音を発生しないものとして、環境大臣が指定するものを除く。
★トラクターショベル（定格出力70kW以上）を使用する作業	一定限度以上の騒音を発生しないものとして、環境大臣が指定するものを除く。
★ブルドーザー（定格出力40kW以上）を使用する作業	一定限度以上の騒音を発生しないものとして、環境大臣が指定するものを除く。

【注意】

★のある3種は、法第1号区域と法第2号区域内での作業のみ対象（上板町は法第2号区域なし）